

## 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

### 1 改正の理由

令和2年度の国民健康保険料算定に向けて、「国民健康保険法施行令」の改正が予定されていることを踏まえ、保険料の賦課限度額を改定するもの。

### 2 改正の概要

保険料賦課限度額を以下の通り、引き上げる。

「基礎賦課額」の限度額	(現行) <u>61</u> 万円	→	(改定案) <u>63</u> 万円
「介護納付金賦課額」の限度額	(現行) <u>16</u> 万円	→	(改正案) <u>17</u> 万円
※「後期高齢者支援金等賦課額」の限度額	(現行) 19万円	→	(据え置き) 19万円

### 3 施行日

令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の保険料から適用する。